

令和3年第4回取手市議会定例会 議案概要

議案： 24件	条例の一部改正	9件
	市道路線の認定・変更・廃止	3件
	指定管理者の指定	8件
	令和3年度補正予算	4件

議案第56号及び議案第57号

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（文化芸術課）

取手市立福祉会館（議案第56号）及び同市民会館（議案第57号）について、令和4年度から国民の祝日に関する法律（祝日法）に規定する休日においても開館することとするため、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案第58号及び議案第59号

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（障害福祉課）

取手市立障害者福祉センターつつじ園（議案第58号）及び同障害者福祉センターふじしろ（議案第59号）について、令和4年度から事業の追加及び利用時間の延長を行うため、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案番号	施設名	現在の 実施事業・利用時間	令和4年4月1日からの 実施事業・利用時間
58	取手市立 障害者福祉センター つつじ園	障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで	障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで
		地域活動支援センター事業 午前9時から午後4時まで	地域活動支援センター事業 午前9時から午後4時まで
		日中一時支援事業 午前9時から午後4時まで	日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで
59	取手市立 障害者福祉センター ふじしろ	障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで	障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで
			日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで

議案第60号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

この条例の基準となっている内閣府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における諸記録の作成、保存等に関し書面に代えて電磁的記録による方法が認められることから、条例についても同様の改正を行うものです。

※ 特定教育・保育施設とは…認可を受けた保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、事業所内保育所等の総称。

（市内公立保育所6、私立保育園8、私立認定こども園11、公立幼稚園1、私立幼稚園2、事業所内保育所1）

※ 特定地域型保育事業とは…0歳児から2歳児までを対象とした、より小規模な保育形態の区分であり、次の4分野で構成される。

（児童福祉法の家庭的保育事業等と同義。）

- ① 家庭的保育事業（認定を受けた家庭的保育者による、居宅等での保育）
- ② 小規模保育事業（保育所の小規模版）
- ③ 居宅訪問型保育事業（保育を受ける者の居宅に訪問しての保育）
- ④ 事業所内保育事業（事業所内での保育）

これらの保育事業の設備運営基準を市の条例で定めている。

市内では、④の事業所内保育事業が取手北相馬保健医療センター医師会病院で行われている（取手市医師会どんぐり保育園・定員30人）。

議案第61号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

令和4年1月から適用される健康保険法施行令等の改正に合わせ、出産育児一時金の支給額を40万8,000円に改正します。

加算金額の根拠となる産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなったことを受け、社会保障審議会医療保険部会において出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえて、出産育児一時金の支給額について、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げる健康保険法施行令等の改正が行われたものです。

- ・ 現行：40万4,000円＋加算額1万6,000円 総額42万円
- ・ 改正後：40万8,000円＋加算額1万2,000円 総額42万円

議案第62号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

令和4年度から茨城県内において国保税の賦課方式が統一されることとなったこと、及び令和4年4月から適用される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布等を踏まえ、次の2点を改正するものです。

① 賦課方式の変更

従来の「所得割・均等割・平等割」の3方式から「所得割・均等割」の2方式へ変更します。

② 国保税の減額の規定に係る改正

未就学児についての半額減額が新設されたことに伴い、現在市独自で行っている18歳未満の半額減額について、未就学児については新設される減額が適用されることとし、市独自の減額からは除くこととする改正を行います。

議案第63号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について（管理課）

税制改正による寡婦（寡夫）控除の見直しを実施され、ひとり親控除が創設されたことに伴う用語の整理を行うほか、引用する規定の削除に伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

- ① 条例中、「寡夫」を「ひとり親」に改めます。
- ② 東日本大震災復興特別区域法第 20 条について、同法の改正により同条が削除されたため、市営住宅条例からも同条の引用箇所を削除します。

また、昭和 38 年に建築され老朽化が進んでいる舟山住宅について、居住者の転居が完了したため、市営住宅として廃止するものです。

議案第 64 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により新たな容積率特例許可制度が導入されることに伴い、同法第 18 条に基づく建築物の容積率の特例の許可の申請に対する審査の手数料について新たに定めるものです。

- ・ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請
手数料 160,000 円

議案第 65 号 市道路線の認定について（管理課）

議案第 66 号 市道路線の変更について（管理課）

議案第 67 号 市道路線の廃止について（管理課）

次の理由により、市道路線の修正を一括して行うものです。

修正の内容に応じて、認定・変更・廃止それぞれの手続を行います。

- ① 北浦川水門の改修が完了したことに伴い、所要の整理を行うものです。4 路線が該当となります。
- ② 開発行為の帰属により新たに市道路線として認定するもの、開発行為により道路としての機能等を有しなくなった市道路線を廃止するもの等です。10 路線が該当となります。

議案第 68 号から議案第 75 号まで 指定管理者の指定について

令和 3 年度末をもって指定管理の期間が満了する次の施設について、引き続きそれぞれの法人を指定管理者として指定するものです。

なお、いずれの施設も、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間の指定となります。

議案番号	施設名	指定管理者名	所管課
69	取手市立福祉会館	公益財団法人	文化芸術課

70	取手市立市民会館	取手市文化事業団	
71	取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターあけぼの 取手市立老人福祉センターさくら荘	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	高齢福祉課 障害福祉課
72	取手市立障害者福祉センターつつじ園		障害福祉課
73	取手市立障害者福祉センターふじしろ		
74	取手市立こども発達センター		健康づくり 推進課
75	取手市立介護予防拠点施設 ・いきいきプラザ ・げんきサロン戸頭西 ・げんきサロン稲 ・げんきサロン藤代		
76	取手市立特別養護老人ホーム ふれあいの郷 取手市立老人デイサービスセンター ふれあいの郷	社会福祉法人 取手市社会福祉事業団	高齢福祉課

※ 全ての施設が同一法人の再指定となります。

議案第76号から議案第79号まで 令和3年度各会計補正予算

議案第76号から議案第79号まで（令和3年度取手市各会計補正予算）の内訳

議案第76号 一般会計補正予算（第12号）

議案第77号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 介護保険特別会計補正予算（第2号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。